



長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)

来年1月からの
見直しを
お知らせします!

75歳以上の方と65~74歳で一定の障がいのある方が対象

●75歳になる月の 自己負担限度額を調整

月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、来年1月から、誕生日前後の医療保険制度で自己負担限度額が半額ずつになります。(1日生まれの方は、影響がないため対象外)

限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します。

なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になります。

該当する方には、後日、個別にお知らせをお送りします。

●窓口負担割合が変更になる方へ

医療機関での窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は、来年1月から、1割負担になります。

【要件】次のすべてに当てはまる方です。

① 同じ世帯内に、
長寿医療制度の
被保険者が一人である。

② 同じ世帯内に、
70歳~74歳の方が
住んでいる。

③ 左記①と②の方の
収入※の合計額が
520万円未満である。

※収入とは、前年(平成19年)の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)や所得控除を差し引く前の額です。

該当すると思われる方には、個別にお知らせをお送りしています。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
■ファクシミリ 011-210-5022
■ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>